

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 6月22日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 清須市西堀江2288番地	
氏 名 アイカ工業株式会社	
代表取締役社長 小 野 勇 治	
代理人 本社工場長 森 良二	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-443-5941	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	アイカ工業株式会社 本社・本社工場
事業場の所在地	清須市西堀江2288番地
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	18：プラスチック製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額：9,829百万円／年
③従業員数	321人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	化粧板製造工程から発生する不良品等の処理工程： イ) 廃プラスチック類、紙くず⇒自ら中間処理(焼却減量)し、残渣を再生処理業者に委託して建設材料として再資源化 ロ) 廃プラスチック類⇒再生処理業者に委託してRPF燃料として再資源化 ハ) 廃プラスチック類⇒最終処分業者に委託して埋立処分 ニ) 汚泥⇒再生処理業者に委託して建設材料として再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

安全環境部長(産業廃棄物処理総括責任者)

— Q E Oプロジェクト(事務局:安全環境部)

本社工場長(本社・本社工場 副産業廃棄物処理総括責任者)

建装・建材部門

物流部門

本社部門

施設部門

本社工場課長(産業廃棄物管理責任者)

産業廃棄物処理施設責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物処理施設技術管理者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	排出量	1,175 t	2,056 t	12 t	
	(これまでに実施した取組) ・製造工程における歩留まり向上方策の推進により、産業廃棄物の排出を抑制。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	排出量	1,150 t	2,000 t	10 t	
	(今後実施する予定の取組) ・製造工程における歩留まり向上方策の推進として、製造中間製品への帯電防止(静電気除去)による化粧板不良品の排出抑制を検討推進。 ・廃プラスチック類、汚泥の有償物化の検討推進。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類、紙くず、汚泥の分別回収実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・自ら中間処理(焼却減量)している及び最終処分業者に委託している廃プラスチック類の分別回収向上による有償物化の検討推進。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
①現状	【前年度（平成２８年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	
	（これまでに実施した取組） ・ 自社製品原材料への廃プラスチック類の添加による再生利用検討実施。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	
	（今後実施する予定の取組） ・ 化粧板用廃樹脂、化粧板及び不燃化粧板端材等の再利用を検討推進。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
①現状	【前年度（平成２８年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	６７２ｔ	１，６８０ｔ	０ｔ	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	６７２ｔ	１，６８０ｔ	０ｔ	
	（これまでに実施した取組） ・ 中間処理(焼却減量)前の廃プラスチック類の裁断、チップ化等による完全燃焼の推進実施。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	６８０ｔ	１，７００ｔ	０ｔ	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	６８０ｔ	１，７００ｔ	０ｔ	
	（今後実施する予定の取組） ・ 中間処理(焼却減量)前の廃プラスチック類の裁断、チップ化等による完全燃焼の実施を継続。				

	②計画	【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙くず	汚泥	
		全処理委託量	480 t	250 t	10 t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	420 t	250 t	10 t	
		再生利用業者への 処理委託量	480 t	250 t	10 t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	40 t	130 t	0 t	
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者の選定検討を継続して、産廃処理委託実施。 ・処理委託業者の廃棄物処理場の立入現地調査確認を定期的(年1回)実施。				
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。